

事 務 連 絡  
令和6年12月11日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課  
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

風しんの追加的対策に係る市区町村別報告書（令和7年3月実施分）等について

風しんの追加的対策（以下、「本事業」という。）については、「令和6年度の「風しんの追加的対策」にかかる対応について（協力依頼）」（令和6年3月10日及び令和6年9月20日付け事務連絡）により令和6年度の運用に際し、管内市区町村および実施機関等への周知等の御協力をお願いしたところです。

本事業の実施に当たり、以下2点のご連絡を差し上げますので、管内市区町村に周知いただくとともに、市区町村から域内にある実施機関に周知を行っていただけるよう、格段の御配慮をお願い致します。

## 記

### 1 風しんの追加的対策に係る市区町村別報告書（令和7年3月実施分）について

「風しん抗体検査及び定期の予防接種の費用の支払に係る委託契約」に基づく都道府県国民健康保険団体連合会における請求・支払事務処理は、令和7年3月10日（必着）までの提出分をもって終了となります。

これに伴い、令和7年3月1日から3月末までの間に実施した抗体検査及び予防接種に係る費用請求について、別紙のとおり市区町村別報告書（令和7年3月実施分）を作成いたしましたので、御連絡いたします。

なお、市区町村別報告書の活用に当たっては、実情に応じて適宜内容を修正いただいても差し支えございません。

また、本内容は、公益社団法人日本医師会に対し、同旨の内容を別途通知済みであることを申し添えます。

※市区町村別請求書の様式はこちらに掲載しています。

厚生労働省HP 様式等（風しんの追加的対策関係）「市区町村別請求書」

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00001.html)

## 2 令和6年度での国庫補助終了について

特定感染症検査等事業（緊急風しん抗体検査等事業）として実施いただいた本事業にかかる諸費用は、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金として国庫補助を差し上げているところです。令和6年度で本事業が終了することから、令和7年度の特定感染症検査等事業（緊急風しん抗体検査等事業）としての交付は予定していません。

実施機関からの請求漏れ等の理由で抗体検査費用等の請求が遅れた場合であっても、令和7年度に改めて国庫補助を申請いただくことはできませんので、市区町村の会計規程に基づき、令和6年度の国庫補助対象として処理ができる期間までに支払請求事務を終了させられるよう御対応をお願い致します。

以上